

信州大学教育学部附属学校園に関する覚書

信州大学（以下「甲」という。）と長野県教育委員会（以下「乙」という。）との連携に関する協定書（以下、協定書）に基づき、信州大学教育学部附属学校園（以下「附属学校園」という。）において、優れた教員の養成及び現職教員の資質能力の向上と教育研究の一層の発展及び充実を図るため、以下のとおり合意し、覚書を締結する。

1. 甲は、附属学校園において公開研究会及びそれに類する事業を実施し、研究成果を乙に還元するものとし、乙はそれらの事業に管轄下の諸学校の教員を積極的に参加させ、長野県内への成果普及に努めるものとする。
2. 甲は、附属学校園において働き方改革の推進と GIGA スクール構想の深化に取り組み、乙にその成果を還元するものとし、乙はその成果の長野県内への発信や普及に努める。
3. 甲は、附属学校園のうち主として長野地区に所在する学校において、先導的なキャリア教育及び STEAM 教育を実施し、乙にその成果を還元するものとし、乙はその成果の長野県内への発信や普及に努める。
4. 甲は、附属学校園のうち主として松本地区に所在する学校園において、先導的な幼小中一貫教育を実施し、乙にその成果を還元するものとし、乙はその成果の長野県内への発信や普及に努める。
5. 乙は、長野県の教育施策に関する情報を甲に提供する。
6. 甲及び乙は、頭書の目的達成のために実施する研修、行事等の会場として、双方の施設を使用することができる。
7. 甲及び乙は、1. ~ 6.までの実施状況を連携協議会において報告する。
8. 本覚書は、両機関の代表者が署名した日から発効し、有効期間は協定書の有効期間と同一とする。
9. この覚書に定める事項について疑義が生じた場合及びその他附属学校園における連携協力について、この覚書に定めのない事項は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が署名捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年2月17日

甲 信州大学長

乙 長野県教育委員会教育長

